

令和 2年 9月 26日

株式会社 ZERO-1 Holdings
代表取締役 八代 和士 殿



首都圏青年ユニオン連合会
執行委員長

貴社の組合員に対して悪質な嫌がらせについて（再連絡）

標題の件につきまして、下記の通り回答いたします。

記

貴社の石井氏が、当組合員に対し、飲酒を強要し、ラブホテルに宿泊することを求め執拗に性交渉を迫ったハラスメント事案に関しては、証拠も揃っておりますので、当組合は、刑事告訴も含め、関係諸機関とともに事案処理に当たって参りますことを既にお伝えしております。

この点、貴社及び石井氏については、「ラブホテル」「強姦未遂」という言葉について、労働組合の団体行動権を濫用した名誉棄損にあたると思われるので、貴社が組合員の希望する団体交渉に応じず、自分たちの権利だけを主張すべく、当組合のインターネット上の投稿を保存して法的措置をとるつもりであれば、それより先に、本件について組合員がやむを得ず、団体行動権を行使せざるを得なくなった貴社の姿勢を見直してみたいとは思いませんか。

本件は、石井氏が仕事上の地位を利用して当組合員をホテルに連れ込み、悪質なパワーハラスメント、セクハラを行ったものです。加えて、先にも記載の通り、貴社が当組合ではなく、当組合員を狙って行った一連の行動によって、当組合員はさらに心を痛めております。一般論として、インターネット上ですぐにラブホテルと表示されるようなホテルの部屋に連れ込んだのは労働者の人権を無視した行動ではないでしょうか。

さらに、これらを印象付けた背景には、代表の八代氏が、組合員に会う度に、「石井と寝ろ」と執拗に言い続け、実際に石井氏がホテルのベッドで横から迫ってきたことは当組合員に多大なる畏怖を与えるものであり、当組合員が会社を首になる覚悟で石井氏に抵抗しなければならなかったことから、強姦未遂に比肩すべき悪質な行為であったと考えております。本件については、現に、当組合員は代表の八代氏と石井氏の悪質なセクハラ行為によって、適応障害の診断を受けております。

貴社が当組合を労働組合と考えていないのであれば、代理人弁護士にも事実をしっかりとお伝えした上で、当組合に対して、「ラブホテル」「強姦未遂」「石井氏」という投稿に関して、本格的に刑事告訴す

る依頼をされることを強くお勧めいたします。

最後に、当組合は労働組合として組合員の権利を保護すべく、貴社におかれましては、誠実に団体交渉に応じていただきますようお願いいたします。

以上